

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車 種	普通自動車 (電気自動車、新車)
ミッション	A T
台 数	1 台
乗用定員	5 人以上
ドア数	5 枚
車体カラー	グレー系、契約業者との打合せにより決定
走行距離 (満充電時)	4 0 0 km 以上
車両サイズ	全高 1.9 m 未満、全長 4.9 m 未満、全幅 1.9 m 未満、重量 2.0 t 未満 (装備品をつけた状態で、上記のサイズ以内であること)
装備品 (別紙可)	① エアコン ②エアバッグ (運転席・助手席) ③ABS ④カーナビゲーション (純正) ⑤ドライブレコーダー (フロント・リア対応) ⑥AM・FMラジオ ⑦CDプレーヤー ⑧バックビューモニター ⑨ETCユニット (ビルトインタイプ) ⑩フロアカーペット ⑪プラスチックバイザー (前・後) ⑫ABC 消火器 ⑬ラゲッジアンダーボックス ⑭トノカバー ⑮標準工具 ⑯スタッドレスタイヤ (アルミホイール付※冬季走行時用) ⑰予防安全装備一式 (セキュリティ&セーフティパック) ⑱充電ケーブル 7.5m・200V (⑥、⑦、⑧については、④に内蔵させる型で可) (⑬、⑭については、ラゲッジバックでも可) (⑤、⑩、⑪については、ベーシックパックプラスでも可)
特別装備	広報用拡声装置一式 (出力 1 0 w、外部メディア対応、マイク対応) 外部スピーカー一式 (取付け位置は車体内部)
例示車種	メーカー、車名、グレード
	ニッサン リーフ X / リーフ G
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 6,000 km
	ドライバーの状況 : 専任 複数人 (どちらかに○)
	九都県市指定低公害車: 適合
その他注意事項	仕様打合せ: 請負者は契約締結後すみやかに発注課と仕様内容について打合せを行うこと。

- 2 物品納入期限 令和 6 年 4 月 5 日
- 3 借入期間(本年度分) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 借入月数(本年度分) 12 か月
- 5 予定借入期間 6 年間
及び最終日 令和 12 年 3 月 31 日
- 6 物品保管場所 所在地 横浜市中区日本大通 35 番地
名 称 横浜市中区役所 総務課
T E L 045-224-8112 F A X 045-224-8109

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、4に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開
始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終
日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償
責任保険その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものと
する。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。
再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

(10) 賃貸人は、一般社団法人次世代自動車振興センターより平成29年度と同等の補助金が交付されるも
のとして契約することとする。ただし、補助金が交付されなかった場合、残りの契約期間の賃借料の
月額に補助金額相当分を反映させた、増額の契約変更を行うこととする。

(11) 賃貸人は、一般社団法人次世代自動車振興センターに電気自動車導入に係る補助金申請を行うこと
とする。

8 発注局課

所在地 横浜市中区日本大通 35 番地

担当者 中区役所総務課

TEL : 045-224-8113

FAX : 045-224-8109